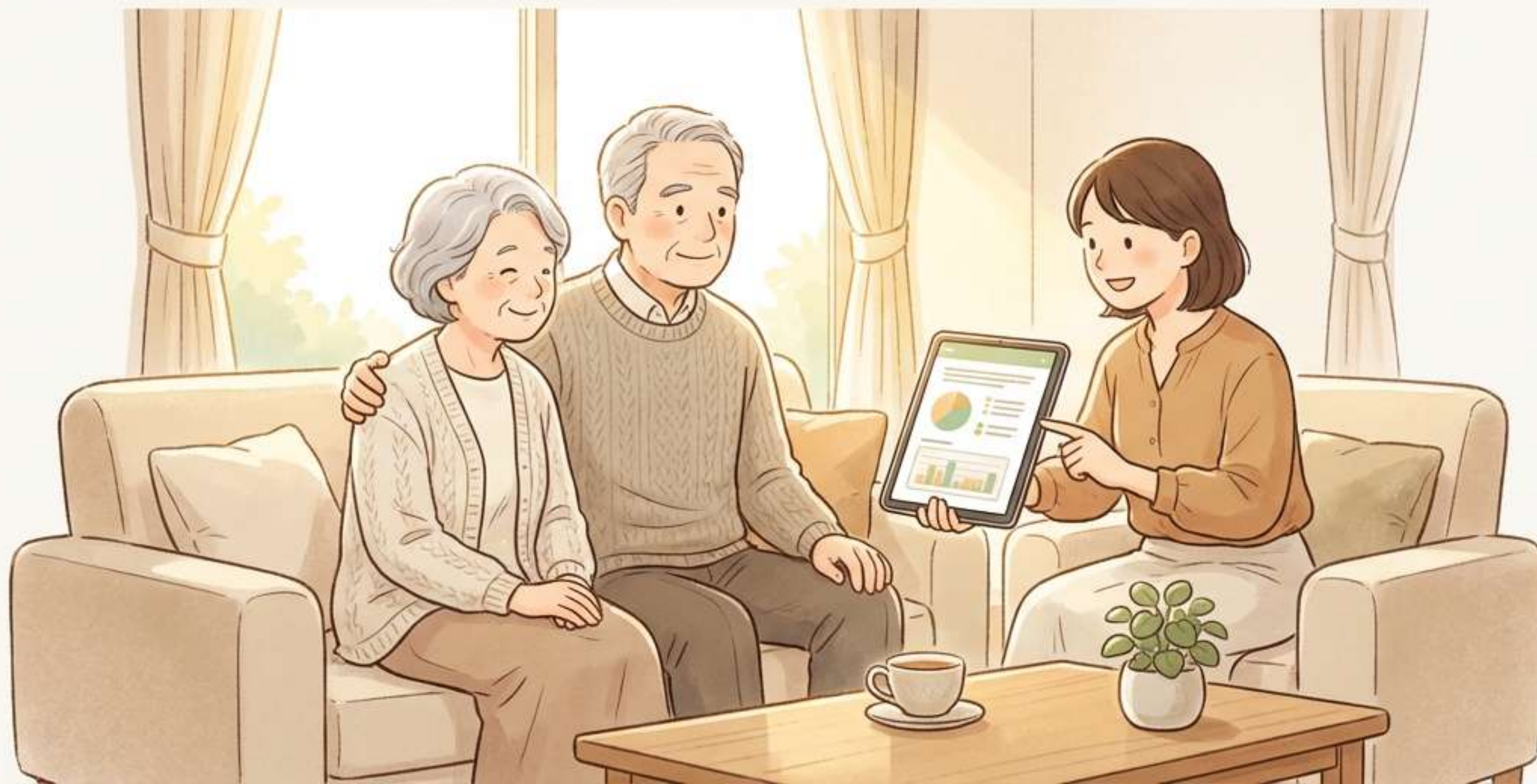


「高額介護サービス費」って何？

介護の自己負担には「上限」があります。知って安心の制度をやさしく解説。



介護サービスの費用、月々の負担が心配…

デイサービス、訪問介護、ショートステイなど、複数の介護サービスを組み合わせると、毎月の自己負担額（1割～3割）が積み重なり、大きな金額になることがあります。

「この支払いがずっと続くのだろうか…」と不安を感じる方も少なくありません。



ご安心ください！自己負担には上限額が設定されています。

介護保険の「高額介護サービス費」制度は、月々の自己負担額が家計の大きな負担にならないように、所得に応じた「上限額」を定めています。

1か月の自己負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分の金額が後から払い戻されます。



上限額は、世帯の所得によって決まります。

この制度は、介護サービスを利用するすべての方が対象です。ただし、月々の上限額は、世帯全員の所得状況、特に住民税を支払っているか（課税世帯か）、支払っていないか（非課税世帯か）によって区分されます。



住民税課税世帯

あなたの世帯は？



住民税非課税世帯

【住民税課税世帯】の上限額はこちらです。



現役並み所得者

対象：どなたかの課税所得が690万円以上

上限額（月額）：
140,100円



一般

対象：上記以外の方
（世帯のどなたかが住民税を課税されている）

上限額（月額）：
44,400円



現役並み所得者

対象：どなたかの課税所得が380万円～690万円未満

上限額（月額）：
93,000円

【住民税非課税世帯】の上限額はこちらです。



世帯の負担上限額

対象：世帯の全員が住民税非課税

上限額（月額）：
24,600円



個人の負担上限額

対象：世帯全員が住民税非課税で、
特に所得が低い方（※）など

上限額（月額）：
15,000円

（※）生活保護を受給している方や、老齢福祉年金を受給し、世帯全員の年金収入とその他の所得の合計が80.9万円以下の方などが該当します。

例えば、こんなケースで見てみましょう。

Step 1: The Situation



登場人物: 田中さん

世帯状況: 住民税課税世帯 (一般)

上限額: **44,400円**

ある月の自己負担:
いろいろな介護サービス
を使い、合計 60,000円
になりました。



Step 2: The Calculation

支払った額:

60,000円

上限額:

− 44,400円

払い戻される額:

= 15,600円

Step 3: The Result



田中さんの口座には、
後日 15,600円が市区町村から
振り込まれます。

知っておきたいポイント



対象外の費用

介護保険施設での食費・居住費や、福祉用具購入費、住宅改修費などは、高額介護サービス費の計算には含まれません。



世帯で合算可能

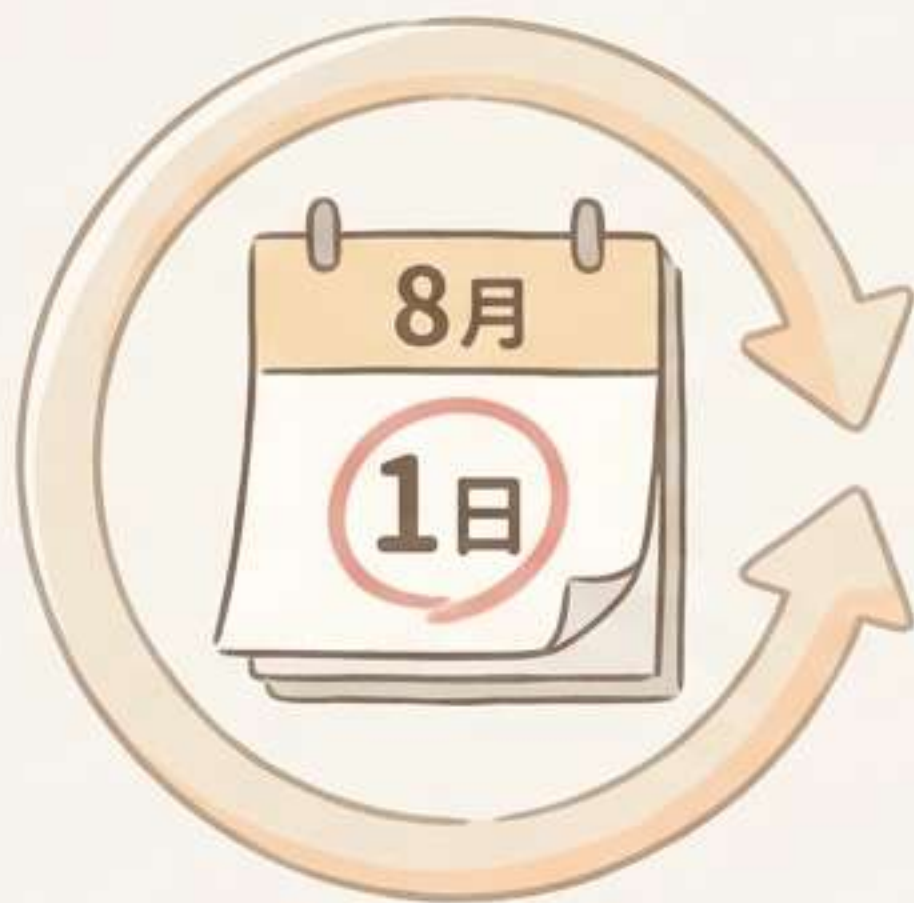
同じ医療保険に加入しているご家族であれば、同一世帯の複数の利用者の自己負担額を合算して上限額を計算できます。



手続きは簡単

支給を受けるための申請は、多くの場合、最初の1回だけです。その後は、該当する月に自動的に計算され、指定した口座に振り込まれます。（手続きの詳細は市区町村にご確認ください。）

収入や世帯の状況が変わったら？



年に1回の見直し：
あなたの上限額は、
毎年8月1日を基準日として、
前年の所得状況をもとに
市区町村が自動的に
見直します。



随時の見直し：転居やご家族の状況の
変化（死亡、65歳到達など）で世帯の
状況が変わった場合も、その都度、上限
額が再判定されます。

ご自身で何か特別な手続きをする必要はありません。制度があなたの状況に合わせてくれます。

まとめ：ひとりで抱え込まず、制度を上手に活用しましょう。

Recap Section

- ✓ 介護の自己負担には、所得に応じた月ごとの上限額があります。
- ✓ 上限を超えた分は払い戻されます。
- ✓ 申請は一度すれば、その後は自動で計算されます。

Call to Action Section

「自分の場合はどうなるの？」

「手続きについて詳しく知りたい」

そんな時は、担当のケアマネジャーや、お住まいの市区町村の窓口にお気軽にご相談ください。

